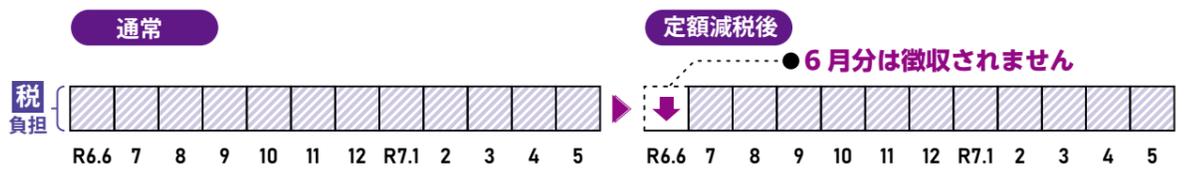


定額減税 対象者の 減税方法 はこちら

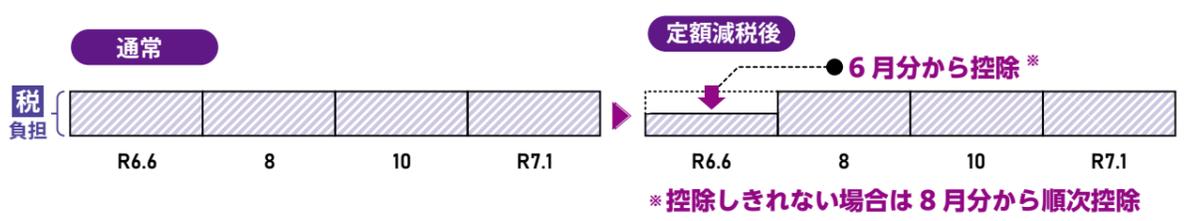
01 給与所得に係る特別徴収 給与所得を主とする人

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月でならされます。



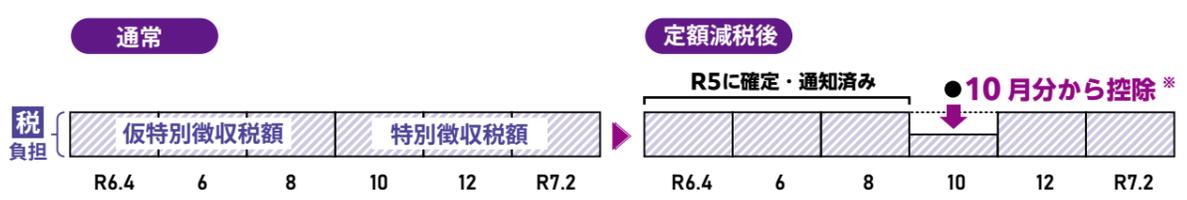
02 普通徴収 事業所得などを主とする人

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



03 公的年金等に係る所得に係る特別徴収 年金所得を主とする人

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



※仮特別徴収税額では前年度分の税額の2分の1を3期分で徴収します。
特別徴収税額では当年度分の税額から仮特別徴収税額を除いた税額を3期分で徴収します。

※控除しきれない場合は12月分から順次控除

個人住民税の定額減税

☎ 税務課 市民税係 ☎ 22-3148

経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年分の**所得税**※と令和6年度分の**個人住民税**において**定額減税**が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税については以下のとおりです。

※ 所得税（国税）の定額減税の詳細は、
国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。



国税庁ホームページ

対象となる人 前年の合計所得金額が**1,805万円**以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額 本人、配偶者を含む扶養親族**1人**につき**1万円**

- ※1 定額減税の対象となる人は、国内に住所を有する人に限ります。
- ※2 同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の人がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

ポイント

- 減税額については、納税通知書の裏面または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

養護老人ホーム あそ上寿園

養護老人ホームとは？
現在置かれている環境では生活が難しく、経済的に困窮している65歳以上の高齢者が市町村長の措置によって入所できる施設です。

お酒の悩みごと、福祉の困りごとなどありませんか。
お悩みや不安など、お電話等で承っております。お気軽にご相談ください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1
電話:0967-32-5501

入所ご希望の方は住所地の市町村へお尋ねください。

どうする？

災害時の廃棄物についても考えましょう

大規模な災害が発生すると、災害廃棄物（家や建物の崩壊、破損による大量のがれきや家具、家電などのごみ）が一斉に発生します。

災害の規模によっては、廃棄物の処理に数年の期間を要します。生活環境の保全と公衆衛生の確保、そし

て早期復興のためにも排出時の分別が重要です。

災害廃棄物はリサイクル可能な品目が多くあり、適切な分別が処理費用の削減にもつながります。

災害時は、次の点を守っていただき、市からのお知らせを確認してください。

✓ 便乗して不要なごみを出さないでください

仮置場に受け入れできるのは家庭から出た災害ごみだけです（それ以外は持ち帰っていただきます）。

✓ 開設までは自宅で分別して保管してください

災害ごみはステーションや道路、空き地などに無秩序に出さないでください。非常時ごみ出しルールを守りましょう。

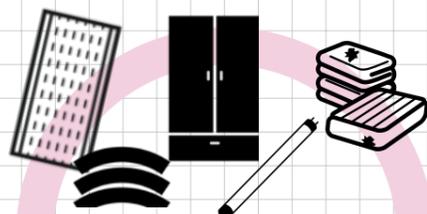
✓ 必ず分別をしてください

分別をしていないと仮置場の運営に支障をきたし、場内整理のために一時閉鎖する場合があります。

✓ 急いで捨てる必要がない生活ごみは自宅で保管してください

普段の生活ごみは通常通り収集予定ですが、収集時間が予定より遅れることもあります。急いで捨てる必要がないごみは自宅で保管してください。

仮置場で受け入れができる 主な災害ごみ



- ・木材（柱など）
- ・コンクリートがら
- ・サイディング
- ・瓦（セメント瓦と焼瓦は別々に）
- ・スレートなど
- ・ガラス・陶器類
- ・家具類
- ・蛍光灯類
- ・小型家電類
- ・畳
- ・布団類
- ・金属類
- ・可燃物・プラスチック（粗大ごみのみ）
- ・流木等の大型生木など

仮置場で受け入れができない 主な災害ごみ



- ・農業用資材（ハウスのビニール、マルチ、育苗箱、肥料、農薬など）やワラなど
- ・バッテリー類・消火器・廃油・塗装接着剤・ガスボンベ・火薬などの適正処理困難物
- ・廃タイヤなど

※ 日頃から「販売店・メーカーや専門業者等」にご相談のうえ、適正な処理を行ってください。

※ 事業所から排出される事業系廃棄物（災害ごみ）は、仮置場に受け入れ出来ませんので「事業者の責任」において適切に処理を行ってください。

ごみ出しルールをもう一度確認 守りましょう



ステーション（ごみ集積所）は、地域の皆さんで管理しています。

決められたステーションに出してください

決められたステーション以外の場所に出されたごみは収集されません。

※ ごみを出す場所が分からないときは、管理している地区の区長などに問い合わせてください。

※ 飲食店や事業所などのごみは、ステーションに出すことはできません。

ごみが散乱しないようにしましょう

ごみがカラスや猫に散らかされてしまうのを防ぐため、鳥獣ネットで被害を防止しましょう。ネットは目の細かいもの、袋がはみ出さない大きさのものが効果的です。

※ 鳥獣ネットはステーションの管理者または利用者で準備してください。

収集日以外に出されたごみは収集しません

収集されないだけでなく、鳥獣に荒らされてごみが散乱するなど地域の迷惑になります。収集日はきちんと確認し、必ず指定された収集日に出してください。

指定袋ごとにきちんと分別してください

「阿蘇市家庭ごみの分け方・出し方」を確認し、決められた指定袋で分別してください。分別されていないごみは収集されません。

ごみ出し時間を守りましょう

収集時間帯は天候など当日の状況により変わる場合があります。「いつも〇時くらいに収集に来るから」ではなく、収集日の朝8時30分までにステーションに出してください。

収集後に出されたごみは再収集しません

次回の収集日に出すか、未来館（☎24-5353）へ直接搬入してください（10kgまでは無料）。

市内で発生したごみは市内で処理しましょう

市町村ごとに指定のごみ袋が定められています。他市町村のごみ集積所に捨てたりしないようにしましょう。

不明な点は、各世帯に配布している「阿蘇市家庭ごみの分け方・出し方」を確認するか、市民課 生活衛生係にお問い合わせください。

☎ 市民課 生活衛生係 ☎ 22-3135

地域の代表が決まりました

令和6年度阿蘇市区長会の体制が決定しました。区長会長は市原巧氏（神石）、副会長は池田國廣氏（内牧5区）、城輝臣氏（小地野）です。

市は116の行政区を設置し区長を委嘱しています。区長は各行政区の代表として行政情報の伝達や地域内各種とりまとめなどの役割を担います。

令和6年度区長一覧

令和6年5月1日現在

宮地

- 町1区 小西 雅治
- 町2区 山部 公望
- 北1区 河野 久光
- 北2区 住 幸男
- 東1区 中島元比古
- 東2区 糸永 秀司
- 東3区 黒川 史昭
- 西1区 **山口 正孝**
- 西2区 塚本 幸吉
- 西3区 志賀 孝治
- 古神1区 篠田 正治
- 古神2区 山部 節雄
- 古神3区 村上 幹夫
- 分1区 村山 健徳
- 分2区 渡邊 義則
- 分3区 藤井 義己
- 塩塚 高橋 法文

坂梨

- 古閑 古木 一司
- 神石 **市原 巧**
- 福岡 市原 憲治
- 上町 小林 弘昭
- 東仲町 小林 五夫
- 西仲町 齋藤 浩二
- 下町 石山 範昭
- 桜町 **野尻 徹**
- 福原 上村 健雄
- 馬場 鳴川 順一
- 豆札 古閑 隆一

古城

- 古城1区 筑紫 一雄
- 古城2区 渡邊 良作
- 古城3の1区 古木 雄三
- 古城3の2区 阿蘇品長人

古城

- 古城4区 岩下 清人
- 古城5の1区 白石 元光
- 古城5の2区 高橋 一郎
- 古城6区 工藤 實
- 古城7区 **堀 光彦**
- 中通
- 原口 栗明 雄二
- 上井手 **坂梨 政典**
- 下井手 佐藤 徹郎
- 中原 近藤 信昭
- 西井手 井上 栄一
- 上西河原 松田 義夫
- 下西河原 佐藤 勝則
- 東下原 白石 忠幸
- 西下原 丹 恵輔
- 片隅 吉岡 憲蔵
- 荻の草 井野 保
- 舞谷 中村 裕治

内牧

- 内牧1区 石井 高雄
- 内牧2区 高野 勝則
- 内牧3区 今村 俊弘
- 内牧4区 北里 雄一
- 内牧5区 **池田 國廣**
- 成川 石松 和徳
- 小里 小野 龍範
- 南宮原 中島 正巳
- 湯浦 小嶋 一誠
- 西湯浦 下田 房雄
- 深葉 佐藤 眞佐雄
- 西小園 浅久野弘明
- 折戸 緒方 正光
- 宇土 田代 益信
- 浜川 村岡 英明

山田

- 鷲の石 井野 祐介
- 原の口 相坂 貢
- 山田 笹原 善次
- 小倉 井野 修三
- 西小倉 森本 一仁
- 小池 河津 伸哉
- 黒流町 岩下 満則
- 今町 藤林 満也
- 下の原 北里 五男
- 新村 **山本 誠也**
- 小野田町 和田 義教
- 本村 市原 正
- 茗ヶ原 芦田 謙哉

黒川

- 道尻 中野 茂
- 下役犬原 宇野 一
- 上役犬原 宮木 正則
- 西町 家入 照隆
- 竹原 中山 安範
- 蔵原 山崎 重幸
- 東黒川 内田 宗利
- 坊中 **井澤 長英**
- 南黒川 平田 幸光
- 元黒川 藤本 隆文
- 北黒川 江藤 政敏
- 上西黒川 高野 幸夫
- 下西黒川 立石 哲男
- 乙姫 中村 親一
- 黒川千丁 古吉 秀生

永水

- 永草 橋本 裕治
- 枳 高本 文昭
- 赤水 **小坂 秀典**
- 車帰 村本 博孝
- 尾ヶ石
- 狩尾1区 本田 雄生
- 狩尾2区 草尾 幸隆
- 狩尾3区 坂梨 正章
- 跡ヶ瀬 **中島 雄一**
- 的石 山内 健市
- 東部
- 榎木野 工藤 富之
- 赤仁田 **市原 鼎藏**
- 山崎 三宅 里子
- 仁田水 榎木野政一
- 中江 古澤 正己
- 滝水 古澤 二男

北部

- 小園 佐藤 芳一
- 小地野 **城 輝臣**
- 笹倉 松岡 昭二

中部

- 坂の上 岩下 道幸
- 大道 **光永 正綱**

西部

- 立塚 岩下 礼治
- 横堀 山口 昌一
- 遊雀 市原 新
- 中道 **鶴林 福茂**

区(自治会)への加入をお願いします



「区(自治会)」は地域の皆さまの協力により組織され、地域内の清掃活動のほか、ごみ収集所、防犯灯の設置・維持管理など生活に欠かせないさまざまな取り組みを行っています。これらの費用は、「区(自治会)」の費用でまかなわれています。お互いに協力し合い、より良い生活環境を形成するため、「区(自治会)」への加入をお願いします。

防犯・防災活動で安全なまちづくり

防犯灯の設置や電球の交換などは、区(自治会)の費用でまかなわれています。設置箇所なども区(自治会)で検討しています。自主防災組織も設置し、水害や火災などの災害発生時は近隣で互いに助け合います。



地域の環境保全

ゴミ収集場の設置・維持管理、道路や側溝の清掃、植栽活動などを行い、まちの美化を進めています。



文化活動やイベントを通じた交流

夏祭り、公民館活動、子ども会、老人会などの活動を行い、地域住民で親睦を深めています。敬老会やどんどや・餅つきなども区が主催しています。



行政情報の伝達、提案、要望の発信

市の広報誌や国、県からのお知らせなど、皆さまの生活に必要な情報を提供しています。皆さまの意見を取りまとめ、行政に提案、要望をし、住みよいまちづくりを進めています。



個人の方へ 遺言・遺産相続・借金・離婚・成年後見・交通事故など
 企業の方へ 企業法務・労働問題・紛争トラブル・商標・著作権など

完全予約制
 相談料 / 30分 5500円
 受付 / 9:00~17:30 (土日祝休)

幅広く取り扱っております お気軽にご相談下さい
 法テラスもご利用いただけます
 熊本・荒尾事務所もございます

熊本県弁護士会所属
 弁護士 吉田孝充
 弁護士 松岡智之
 弁護士 高瀬真哉
 弁護士 笠賢太郎

お悩みの際には
TEL 0967-32-3363

弁護士法人ひのくに
 阿蘇市内牧963-11 (パチンコプロス駐車場内)

*各地区代表区長(役員)は太字で表示しています。

6月4日～10日

歯と口の健康週間

☎ 健康増進課 ☎ 22-5088

阿蘇市の3歳児のむし歯の現状

阿蘇市の3歳児のむし歯有病率は、県平均・全国平均より高い傾向にあります。令和3年度の3歳児1人当たりのむし歯本数も、県平均0.59本、全国平均0.33本であるのに対し、阿蘇市は0.76本(県内45市町村の中で21位)と多い結果となっています。

子どものうちから歯を健康に保ちましょう

日頃から歯磨きなどの口腔ケアをしっかり行うことで歯の寿命は伸ばすことができます。「80歳になっても20本以上自分の歯を保つ(8020運動)」を目標に、毎日の歯磨きに取り組みましょう。定期的な歯科検診を受診することも大切です。

フッ化物でむし歯を防ごう

市では満1歳から満4歳の子どもの対象にフッ化物塗布事業を実施しています。毎日の食習慣・歯磨きによるむし歯予防に加え、歯の質を強める「フッ化物」を利用し、お子さんの歯を守りましょう。

もうすぐ1歳健診(10～11カ月ころ)・1歳6カ月健診(1歳7～8カ月ころ)・3歳児健診(3歳6カ月ころ)の時にフッ化物塗布を行う予定です。健診時の塗布は無料で受けられます。

健診時の塗布に加えて、歯科医院でも塗布を受けることができます。3カ月に1回程度の間隔で行います。塗布間隔は歯科医師の指示に従ってください。

【対象者】 阿蘇市に住民票がある満1歳から満4歳児(満4歳児になった年の年度末まで)

【受け方】 下記の歯科医院に直接予約してください。

【持っていくもの】 ① フッ化物塗布カード(緑色のもの。紛失防止のため、母子手帳の最後に貼っています)

② 母子手帳 ③ 自己負担 100円

歯科医院	電話番号
阿蘇きずな歯科医院	☎ 22-4677
宇治歯科医院	☎ 22-0214
佐藤歯科クリニック	☎ 22-5131
たかもり歯科医院	☎ 22-5588
阿蘇温泉病院	☎ 32-0881
そのだ歯科医院	☎ 32-1418

歯科医院	電話番号
武藤歯科医院	☎ 32-0027
脇デンタルクリニック	☎ 32-3111
市原歯科クリニック	☎ 32-3828
安光歯科医院	☎ 34-0603
波野診療所	☎ 24-2203
あい歯科クリニック	☎ 35-6100

75歳以上の皆さまへ

後期高齢者医療の保険料が変わります

☎ ほけん課 高齢者支援係 ☎ 22-3145

Q1 そもそも後期高齢者医療とは？

75歳の誕生日を迎えた人は後期高齢者医療制度へ自動的に加入します。後期高齢者医療制度では、1割から3割の自己負担で医療を受けることができます。65歳から75歳未満の人で、広域連合から一定の障

がいがあると認定を受けた人も加入することができます(市に申請が必要です)。保険料は熊本県内均一で被保険者ひとりひとりが納めます。

Q2 保険料はどうやって決まるの？

$$\text{年間保険料額 (限度額 80万円)*1} = \text{均等割額 被保険者1人あたり 58,000円} + \text{所得割額 総所得金額等 - 43万円} \times 10.98\% \text{ (所得割率)*2}$$

*1 令和6年3月31日までに75歳になった被保険者と令和7年3月31日までに障がい認定により被保険者となった人は73万円となります。 *2 令和5年の総所得額等から基礎控除額を差し引き、58万円までの人は10.80%となります。

Q3 保険料がどう変わるの？

令和6・7年度は保険料率等が見直されました。(変更点) 均等割額：54,000円→58,000円 所得割率：10.26%→10.98% 年額上限額 66万円→80万円

Q4 保険料の納付方法は？

特別徴収(年金からの差し引き)または普通徴収(納付書または口座振替)で納めます。特別徴収で納めている人も、申し出により口座振替での納付に変更することができます。 特別徴収の人 4月から、年金からの差し引きで保険料を納めます。 普通徴収の人 7月から、納付書または口座振替により保険料を納めます。

所得が低い人は均等割額が軽減されます

条件	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額などの合計金額	軽減割合(均等割額)
43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1) を超えない世帯		7割(17,400円)
43万円(基礎控除額) + 29.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1) を超えない世帯		5割(29,000円)
43万円(基礎控除額) + 54.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1) を超えない世帯		2割(46,400円)

* 均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前の金額。年金所得は15万円を控除した額で判定。 * 給与・年金所得者の数とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数。